

# 絵で見てわかるハンセン病問題パネル

ハンセン病問題は、国が引き起こした人権問題です。

ハンセン病にかかった人は、無理やり療養所に入れられました。病気が治っても出ることはできず、家族やふるさと、未来まで奪われました。さらに、病気になった人だけでなく、その家族も差別されました。

ハンセン病による差別は、日本だけでなく世界中で起こっています。しかし、日本では90年近くも、病気の人を療養所に閉じこめる政策がつづきました。さらに、こどもを産むことすら許されませんでした。これは日本だけのことです。

ハンセン病問題は過去の話ではありません。今も、差別に苦しんでいる人がいます。

また、ハンセン病問題を知ることは、みなさんの身のまわりの「いじめ」や、性別、国籍、障がい、見た目などを理由にした差別について考えるヒントにもなります。

今回の展示では、ハンセン病問題を知るための15のポイントを、わかりやすく説明しています。ハンセン病問題について学び、差別をなくすためにできることを、いっしょに考えていきましょう。

国立ハンセン病資料館



## ハンセン病資料館各種サービス

国立ハンセン病資料館では館内の常設・企画展示以外にもさまざまな無料サービスを行っています。ハンセン病問題の理解にぜひご利用ください。

- ◆出張講座
- ◆団体見学
- ◆パネル、DVD貸出
- ◆図書室
- ◆ハンセン病資料館YouTubeチャンネル

詳しくは公式サイトをご覧ください。

## 国立ハンセン病資料館

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13 Tel.042-396-2909

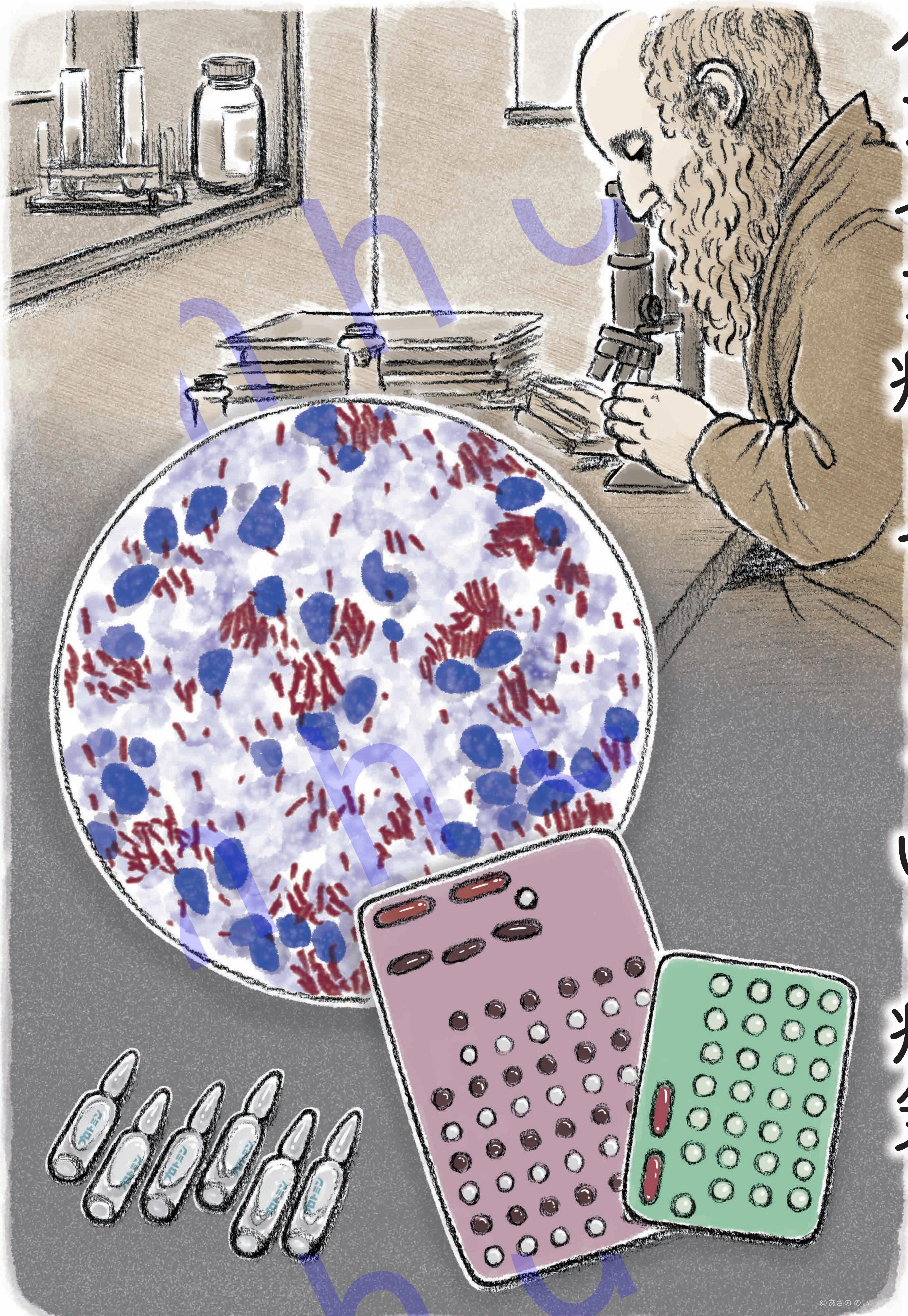
■開館時間：9時30分から16時30分 ■入館無料

■休館日：月曜(月曜が休日の場合は開館)および「国民の祝日」の翌日にあたる平日、年末年始

国立ハンセン病資料館  
公式サイト



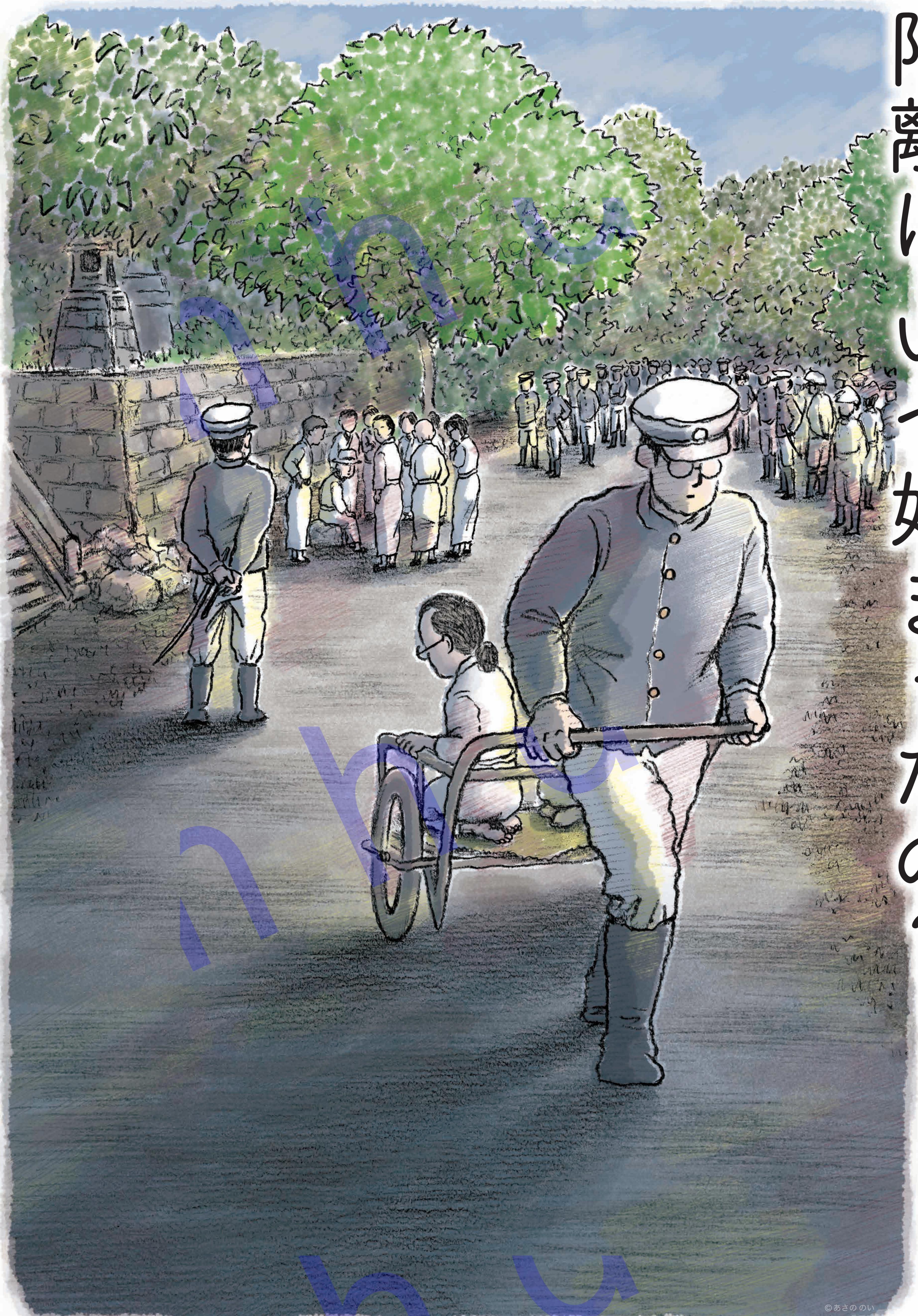
# ハンセン病つて どういう病気?



©あさののい

「らい菌」という細菌による、慢性の感染症（ゆっくり症状が進む、うつる病気）です。今では、薬によって完全に治ります。むかしは治す方法がなく、顔や手足など目のつくところに症状があらわれ、見た目が変わってしまうため、差別を受けました。

# 隔離はいつ始まつたの？



©あさののい

1907(明治40)年、国は、療養所をつくって患者を閉じこめてしまう最初の法律をつくります。その後  
1931(昭和6)年、1953(昭和28)年の法律にも、隔離政策はひきつがれ、1996(平成8)年に廃止される  
まで89年間もつづけられました。

# こどもはいたの？



©あさののい

療養所に、子どもの入所者はたくさんいました。療養所の外の学校には通わせてもらえず、園内の学校で勉強するしかありませんでした。療養所に入所したあとは、お父さんお母さんなどの家族に会いに行くことができませんでした。そのため、病気が治って大人になっても、お父さんお母さんと家族としての関係を回復できないままの人がほとんどでした。

# なぜ日本だけが隔離をつづけたの？

にほん

かくり



©あさみ

日本では、憲法で人権が認められるようになってからも、国による隔離政策がつづけられました。憲法の第22条「公共の福祉に反しない限り…自由を有する。」のなかの「公共の福祉」(社会全体の幸福)を理由に、ハンセン病患者が療養所から出てこられないようにされてもしかたがない、社会全体の幸福のためにハンセン病患者の人権が守られなくともかまわないと、国が考えて政策を決めたことがいちばんの問題でした。

# だ れ が 悪 い の ?



©あさののい

戦後、正しい医学的知識を持っているはずのハンセン病の専門医が、国会に呼ばれて「隔離政策を続けるべきだ」という発言をし、政府も国会もそれに従います。また、ハンセン病患者が罪を犯したとしても、ふつうの裁判所で裁判を受けられないという差別的なあつかいをすることを、最高裁判所が認めていました。つまり、医学者、政府（行政）、国会（立法）、裁判所（司法）をはじめ、社会にいる私たちをふくむありとあらゆる立場の人々が、差別をしました。

# なぜ日本だけが こどもができないとする手術をしたの？



©あさののい

海外では、宗教上の理由（キリスト教では許されない）により、ハンセン病になった人でもこどもを産み育てるることはみとめられていました。しかし日本では、「ハンセン病になった人はこどもができないようにされてもかまわない」と見なされ、こどもができないようにする手術しゅじゅつをされました。

# なぜ納骨堂があるの?



©あさののい

ハンセン病患者が身内にいることを知られると家族が差別を受けるため、家族と縁を切って暮らす入所者も多いです。また、私たち社会の目を気にして、遺骨の引き取りを断る家族も少なくありません。行き場のない遺骨は、療養所の中にある納骨堂におさめられています。亡くなってしまってもなお差別が続いているため、帰る場所がないのです。

玉  
くに

をうつたえた裁判では

どんなことが争われたの？

裁  
さいばん

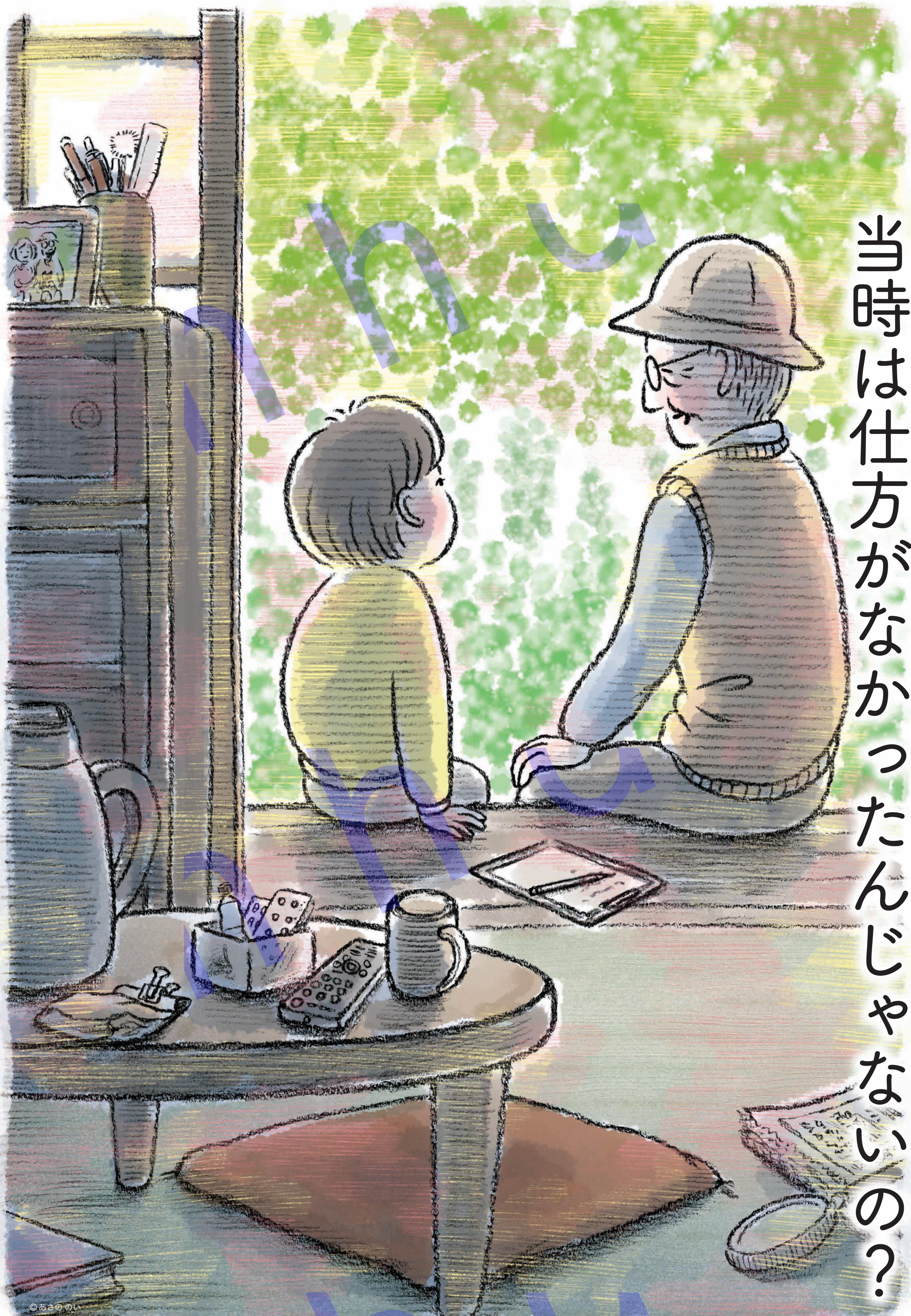
あらそ



©あさののい

隔離を定めたらい予防法がなくなても、国は自分たちがおこなってきた隔離政策が人権侵害であったとは認めようとしませんでした。それはおかしいと一部の入所者が立ち上がり、国をうったえる裁判を起こしました。判決では、国による隔離政策は、人権侵害であったことなどが認められました。国は謝り、お金（補償金）を支払う結果となりました。

今だつたら、まちがいだとわかるけど  
当時は仕方がなかつたんじやないの？



1950年代にハンセン病について話し合われた国際会議の場で、差別的な法律はなくすようにくり返し決議  
がなされ、日本も勧告を受けています。すでに世界的に見ても、日本の隔離政策が時代おくれであることは  
はっきりしていました。国は国際的な決議や勧告を無視して隔離政策をつづけたにすぎず、「あの時は仕方  
なかった」論は通用しません。

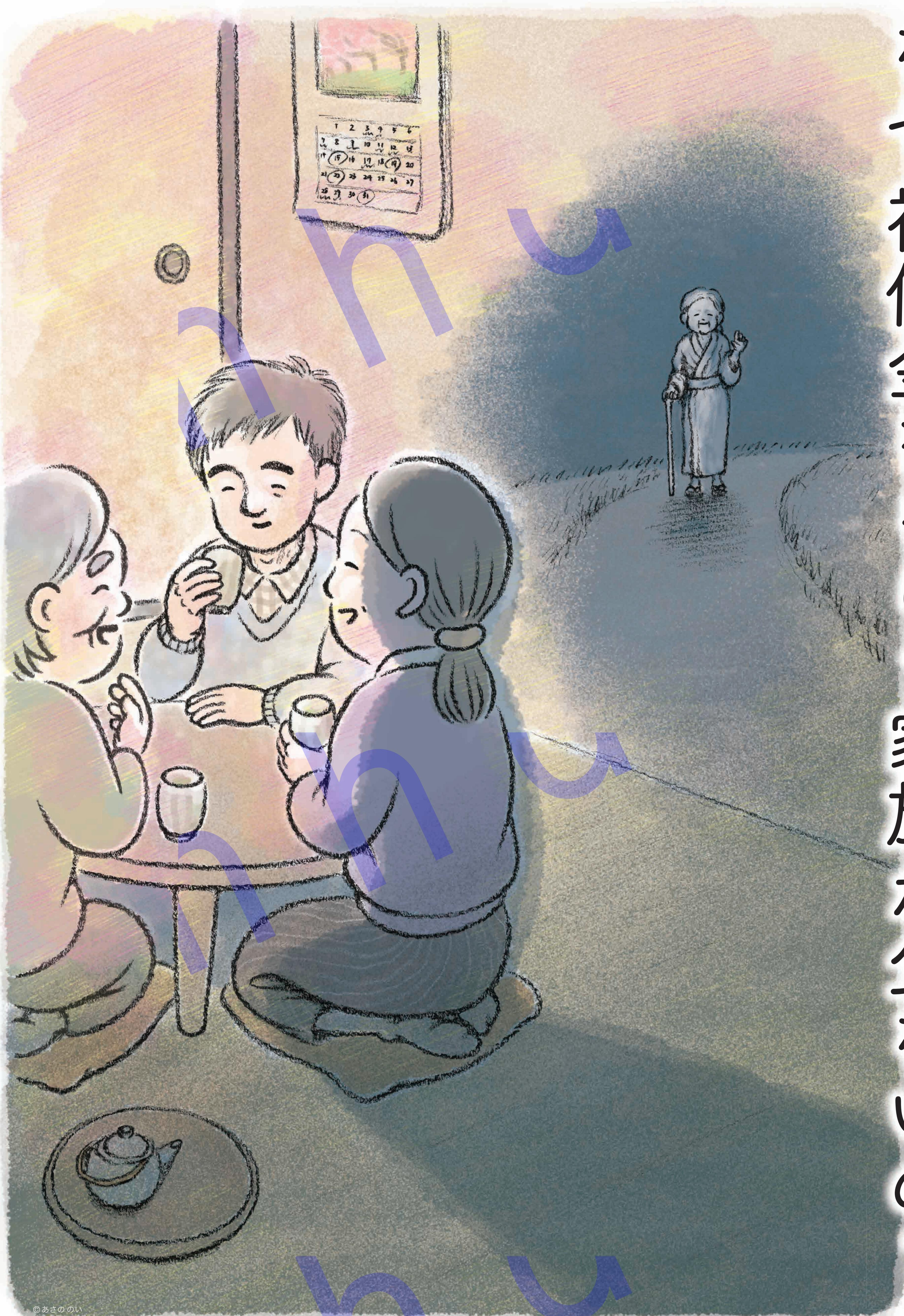
# なぜ家族が裁判を起こしたの？



©あさののい

ハンセン病患者・回復者の家族が差別を受けたのは、国が正しい知識を伝えず、対策をとらなかったからだと、家族は国をうったえる裁判を起こしました。原告（うったえた家族）は、差別を受けることを恐れて名前を明らかにせず、原告番号（名前のかわりに使う番号）で裁判に参加しました。判決では、家族が差別されたのは国の責任であることが認められました。国は家族に謝罪し、お金（補償金）を支払う結果となりました。

# なぜ 補償金 をもらう 家族 が少 な い の ?



©あさののい

家族にハンセン病患者がいた人は、そのことを周りの人に知られることをさけるため、補償金をもらっていないません。補償金を受け取る資格のある家族は2万4,000人いますが、実際に受け取った人は38%程度に過ぎません。私たち一般社会からの差別を恐れているためです。

# なぜ、らい予防法がなくなつても まだ療養所に入所者がいるの？



©あさののい

くに せいさく とし りょうようじょ と こ かぞく も ひと しゃかい で く しゅだん  
国の政策によって、年をとるまで療養所に閉じ込められ、家族も持てなかつた人々は、社会に出て暮らす手段を  
うしな と かえ じんせい ひがい と きいご けんり にゅうしょしゃ  
失いました。こうした取り返しがつかない「人生被害」へのつぐないとして、療養所で最期まで暮らせる権利を入所者  
は勝ち取りました。國も、入所者が最後の一人になるまで療養所で生活できるようにすることを約束しています。

# なぜ 一度社会復帰した人が 療養所に戻つてしまふの？



©あさののい

一度療養所を出て社会復帰した回復者が、再び療養所に戻つてしまふケースが増えていています。2001(平成13)年度以降20年間で、少なくとも240人が療養所にもどってきています(読売新聞2021年5月11日)。これは、私たちの差別が根づよく残っているため、病気であったことを明らかにして暮らすことができないためです。

# だれがハンセン病資料館をつくったの？

©あさののい



もともと、多磨全生園の入所者が中心となって、1993（平成5）年に高松宮記念ハンセン病資料館ができました。その後、裁判で国が負けたことで、2007（平成19）年に国立ハンセン病資料館となってからは、国のまちがった政策により被害を受けたハンセン病患者・回復者およびその家族の名誉を回復することを目的として運営されています。

# 私たちにできることは どんなことがあるの？

わたし



©あさののい

まずは、ハンセン病問題とは何か（国による隔離政策によって、ハンセン病患者・回復者およびその家族に重大な人権侵害がもたらされたこと）を知ってもらうことが大切です。その後に、私たちが、差別を起こさないために、人権を大切にする社会をつくるためにはどのような行動をしていけばよいか考えてもらうことが大切です。病気をはじめ、性別、国籍、障がい、見た目などを理由にした差別をしないことを、今から始めてみましょう。そして、周りの人人がそういうことをしていたら、それを止めるようにしましょう。